

指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項 目	指 摘 事 項	指 導 事 項	参 考	
基本方針について	会 計	指定特定相談支援事業と指定一般相談支援事業の会計が分けられていない。	指定特定相談支援事業についてはその他の事業と会計を区分すること。	基準第29条
	苦情解決	苦情受付箱が設置されていない。	苦情受付箱は、利用者やその家族から分かりやすい場所に設置し、用紙と筆記用具も置いておくこと。	基準第27条
		重要事項説明書に、担当者・責任者名が記載されていない。	苦情受付担当者と苦情解決責任者を別に設置し、重要事項説明書に記載すること。また、第三者委員を設置している場合は、その氏名と連絡先も記載すること。	
		苦情処理の内容について、記録作成できていない。	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等（経緯・処理内容・再発防止策等）を記録しておくこと。	
	虐待の防止	虐待防止委員会を、少なくとも1年に1回開催できていない。	虐待防止委員会の構成員として、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等を加える等工夫を行い、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、少なくとも年に1回以上は開催すること。	基準第28条の2
		虐待防止のための担当者を配置していない。	虐待の防止のための対策を検討する委員会及び虐待の防止のための研修を適切に実施するための担当者を置くこと。	
	研 修	虐待防止及び衛生管理・感染症予防に関する研修を行っていない。 マニュアルを作成していない。 具体的な研修計画がない。	マニュアルを作成し、年1回以上研修を行うとともに、研修記録を保管すること。	基準第20条
秘密保持等	利用者やその家族に関する情報を使用する際、あらかじめ文書により同意を得ていない。	利用者の個人情報を取り扱うので、あらかじめ個人情報使用の同意書をとる等、必要な措置を講ずること。	基準第24条	
	サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いることについて、文書による同意を得ていない。	利用者の個人情報を取り扱うので、あらかじめ個人情報使用の同意書をとる等、必要な措置を講ずること。	基準第24条	
掲 示	事業所内に掲示されている運営規定に記載の相談支援専門員数が実態と異なる。 また、 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況 、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項が掲示されていない。	修正して掲示すること。	基準第23条	

指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項 目	指 摘 事 項	指 導 事 項	参 考	
報酬について	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について、モニタリング等により障害福祉サービスの変更（支給量等）が生じた場合に、計画相談支援費を算定している。	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について、モニタリング等により障害福祉サービスの変更（支給量等）が生じた場合には、障害児相談支援費で請求すること。	報酬告示 相談支援 Q & A（平成25年2月22日付事務連絡）	
		請求において、利用支援だけを請求すべきところ、継続支援も加え請求しているものがあつたので、速やかに過誤調整に係る事務を行うこと。		
		受給者証の記載に基づき、適切な時期にモニタリングを実施し記録、管理を行うこと。	報酬告示第15条	
	医療・保育・教育機関等連携加算について、サービス等利用計画を作成した場合に算定できるが、当該計画を作成していない月に算定している。	医療・保育・教育機関等連携加算は、職員と面談し必要な情報提供を受け協議を行った上でサービス等利用計画を作成し、記録を残した場合のみ算定できる。平成31年4月分(制度改正)以降の請求を精査し、関係市町と協議の上、過誤調整等を行うこと。	報酬告示別表第8	
	入院時情報連携加算について、記録が入院時に提供した情報ではなく、退院時に病院等から聞き取った内容となっているケースについて加算を算定している。	入院時情報連携加算は、当該利用者が入院するにあたり、心身の状況や生活環境の必要な情報を、病院等の職員へ提供した場合に算定できる。平成31年4月分(制度改正)以降の請求を精査し、関係市町と協議のうえ、過誤調整等を行うこと。	報酬告示別表第5 留意事項通知第四の6	
	退院退所加算についての記録が不十分である。	退院退所加算を算定する場合には、情報の提供を受けた内容の趣旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容を詳細に記録すること。	報酬告示別表第6	
	サービス担当者会議実施加算について、記録が不十分である。	該当月のサービス担当者会議実施加算について、確認できる記録がなかったため、他にも該当するものがないか自主点検の上、速やかに過誤調整に係る事務を行うこと。	報酬告示別表第9	
	障害児相談支援の請求において、障害児支援利用援助の実施時にサービス担当者会議実施加算を算定していた。	障害児相談支援の請求において、障害児支援利用援助の実施時にはサービス担当者会議実施加算は算定できない。	報酬告示別表第9	
	更新（支給決定の終期月）の請求において、サービス等利用支援費のみを請求すべきところ、継続サービス利用支援費も加え請求していた。	更新（支給決定の終期月）の請求において、サービス等利用支援費だけを請求すべきところ、継続サービス利用支援費も加え請求しているものがあつたので、速やかに過誤調整等を行うこと。	報酬告示別表第1	
	サービス利用支援費の要件を満たす前に算定していた。	サービス利用支援費はサービス等利用計画を利用者又は、その家族に説明し、文書による同意を得て交付した場合に算定できる。	報酬告示別表第1	
	精神障害者支援体制加算において、当該体制が整備されている旨を各事業所に掲示していない。	精神障害者支援体制加算において、当該体制が整備されている旨をホームページに公表し、各事業所にも掲示すること。	報酬告示別表第13	
	居宅介護支援事業所等連携加算の算定に関して算定要件を満たしていない。	居宅介護支援事業所等連携加算は利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できる。	報酬告示別表第7	
	サービス等利用計画が作成されていないものがある。	サービス等利用計画は適切な時期に計画を作成し、利用者のサービス提供に支障がないようにすること。	基準第15条	
	サービス等利用計画の利用者等の同意日が記載されていない。	サービス等利用計画について、利用者等の同意日を記載すること。	基準第15条	
	サービス等利用計画に現在利用していない事業所の記載がある。	サービス等利用計画に記載された事業所と実際に利用している事業所に誤りがあったので、正しく記載すること。	基準第15条	
サービス利用支援の請求について、サービス等利用計画を作成した日が属する月と異なる月分として請求している。	サービス等利用計画を作成した日の属する月分として請求すること。	基準第15条		
計画相談支援給付費の額に係る通知	利用者に対して、計画相談支援給付費の額を通知していない（法定代理受領）。	法定代理受領を行っている利用者に対して、代理受領後に計画相談支援給付費の額を通知すること。	基準第14条	
	法定代理受領について、受領の記録を1年間にまとめている。	法定代理受領については、市町から介護給付費を受領後、1年間まとめるのではなく、毎月（サービス提供月の翌々月15日以降）通知すること。	基準第14条	
モニタリング	受給者証に記載のモニタリング期間ごとにモニタリングが実施されていない。	モニタリングの実施時期については法第5条23項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに行うこと。 支給決定の際に通知したモニタリング期間ごとに基準15条第3項の一に規定されるモニタリングが実施されていないことが見受けられるため、障害福祉サービス等の受給者証に記載された期間は、確実にモニタリングを実施し、その結果を記録すること。	法第5条23項 基準15条第3項の一	

指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項 目	指 摘 事 項	指 導 事 項	参 考	
契約について	契約書の契約期間の記入漏れがある。	契約締結の際は契約期間・契約日を必ず記入し、割印をして整備しておくこと。		
	文面に誤りがある（法律名、人員配置等）。	契約締結時の状況に応じた文面に訂正すること。	基準第5条、第19条	
	文面に誤りがある（市役所所在地等）。	重要事項証明書に記載している苦情等申し立てについて、市町担当課の情報を記載しているが、庁舎建て替え、組織改正等による課名、所在地及び電話番号の変更が反映されていなかった。	基準第5条	
	重要事項の説明、同意が行われていない。	契約締結及び更新に際しては、毎回必ず重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。	基準第5条	
	利用に係る契約をしたときに、報告がなされていない。	利用に係る契約をしたときは、契約内容報告書にて市町に対し遅滞なく報告すること。なお、平成30年4月以降に関するものは、速やかに関係市町へ提出すること。	基準第6条第1項	
	利用契約書を交付していないケース有。	指定計画相談支援の提供開始前に書面により利用計画書を交付すること。	基準第5条 社会福祉法第77条	
	内容が実態と異なる。	実態に合わせて修正すること。		
	契約書が事業所との契約になっていた。	利用契約書については、事業所ではなく、事業者（法人）と契約を締結するように文言を修正すること。また、契約に当たっては、法人の代表者印を押印すること。		
	押印を一律に求めない。 利用者への説明、同意、契約に関する支援記録を付けること。	契約および重要事項について、利用者氏名、代理人氏名及び説明者職名欄について押印を行うようになっている。押印による手続負担の軽減等を図る観点から、押印を求めないことが望ましい。しかしながら契約に関しての利用者側の心情等も考慮し、署名押印を一律に禁止するものではないので柔軟に対応すること。また、利用者への説明、同意、契約に関しては、支援経過にも記録し、実地指導等の際に提示できるようにすること。	基準第5条 民事訴訟法第228条第4項	
アセスメント等について	アセスメント	作成日、作成者の記入漏れがある	作成日・作成者を明確にすること。	
		アセスメントが利用者の居宅で実施されていない。	アセスメントやモニタリングについては原則として利用者の居宅等に訪問して実施すること。	
	モニタリング	記録が不十分である。	基準第15条	
		実施時期が適切でない。		
	担当者会議	記録が不十分である。		担当者会議を開催した際は、関係機関の意見や検討結果等について記録・整理を行うこと。
		担当者会議に福祉サービス事業所が参加していない。		必要な関係者が参加し、協議・調整・情報共有等が図れるよう実施方法の見直しを行うこと。

指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項 目	指 摘 事 項	指 導 事 項	参 考	
その他	自治体への報告	変更届が提出されていない。	相談支援専門員の経歴や運営規程等、変更届に掲げる項目に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。	法第51条の25 法施行規則第34の60
		利用者との契約についての報告が市町にされていない。	契約内容に変更等あった際は、契約内容の報告書類を市町に提出すること。	基準第6条
	受給者証	受給者証及び受給者証の別冊の写しを保管していない。	受給資格を確認できるように、最新の受給者証や別冊の写しを保管する等、適正な管理に努めるとともに、支給期間を確認できるようにすること。また、利用契約書の契約期間が受給者証の有効期間を超えないように管理すること。別冊の記入欄は、新規契約時、契約終了時には記入し、事業所印を押印すること。	基準第9条
		実績記録票	実績記録票の原本を管理していない。	実績記録票の原本がなかったので作成し、利用者ごとの確認印を押印してもらうこと。
	身分証	身分証が携行されていない。	相談支援専門員は、職員の写真や職能等を記載した身分を証する書類を携行すること。	基準第11条
	記 録	利用者等の記録等を紛失した事例があった。	利用者の記録等については、整備し、個人情報保護の観点から厳重に保管し、個人情報流出がないようすること。	基準第24条
	雇用条件等	雇用条件の変更等があった時に従業員に通知していない。	給与等の雇用条件が更新された場合は速やかに従業員に雇用条件の変更について通知すること。	基準第20条
	衛生管理等	雇用時の健康診断の記録がなかった。	常時使用する労働者を雇い入れた場合には、健康診断を実施するか、又は健康診断（3か月以内のもの）を提出させること。	基準第22条
		衛生管理・感染症対策のマニュアルを作成していない。	衛生管理・感染症対策のマニュアルを作成すること。	
従業員の 秘密保持	秘密保持のための措置を講じていなかった。	従業員に対し、在籍中のみならず退職後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、誓約書を取り交わす等、秘密保持のための措置を講ずること。	基準第24条	
虐待対応について	相談先	一部サービス提供地域外の支給決定市町の利用者がいたにもかかわらず、虐待に関する相談先が記載されていない事例があった。	サービス提供地域外の支給決定市町の利用者に対しても、利用者の支給決定市町の連絡先の記載をすること。	基準第19条
	マニュアル等	虐待発生から解決までに係る人数が少ない。	虐待発生から解決まで組織全体で取り組むことができるよう、複数名による判断や意思決定が行われる等、虐待防止マニュアルの改善に取り組むこと。	基準第19条
苦情対応について	重要事項説明書	重要事項説明書と苦情申出窓口について記載した別紙の内容が異なっていた。	重要事項説明書と苦情申出窓口について記載した別紙について誤った情報を与えないように合わせること。	基準第27条
	マニュアル等	苦情受付から解決までに係る人数が少ない。	苦情受付から解決まで組織全体で取り組むことができるよう、複数名による判断や意思決定が行われる等、虐待防止マニュアルの改善に取り組むこと。	基準第27条
	マニュアル等	運営に関する基準	苦情解決のための措置について、掲示物の内容を変更していなかったため、最新の情報に更新すること	基準第27条
事故対応について	マニュアル等	支給決定市町への報告に関する記載がない。	支給決定市町へ事後に報告するよう事故対応マニュアルを修正すること。	基準第28条
加算について	パンフレット	事業所パンフレットに行動障害支援体制加算の記載が無いものがあった。	事業所パンフレットに行動障害支援体制加算について記載すること。	基準第23条

【根拠法令】

- 「基準」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年三月十三日）（厚生労働省令第二十八号）
- 「報酬告示」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年三月十四日）（厚生労働省告示第百二十五号）
- 「留意事項」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十八年十月三十一日障発第1031001号）（最終改正：令和5年3月31日障発0331第16号）
- 「法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
- 「法施行規則」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）
- 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第228条第4項：私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。